

第1期中期目標期間終了時の積立金の処分について（保健医療大学）

I 概要

- ・第1期中期目標期間（H21～26）終了時の積立金について、法人は、知事の承認を受けた金額を、第2期中期計画の定めるところにより、第2期中期目標期間の業務の財源に充てることができる
- ・知事は、その承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

II 積立金繰越承認申請の内容

法人から第1期中期目標期間終了時の積立金 105,835,929 円のうち、102,671,584 円について次期中期目標期間への繰越承認の申請があった。

【積立金の内訳】

1	目的積立金残額	74,298,524 円
	①経営努力分として25年度までに承認された目的積立額の残額	
2	26年度当期総利益分	31,537,405 円
	②うち経営努力分	28,373,060 円
	運営経費削減、定員超授業料収入の大学留保分等の経営努力分	
	③うち26年度交付金の精算分	3,164,345 円
	退職金や工事費等が見込を下回り県に返還が必要な額	
	⇒ <u>繰越承認申請額は上記①、②の合計 102,671,584 円</u>	

III 繰越承認の考え方（案）

下記のいずれかに該当する積立金の額については、次期中期目標期間における用途を確認したうえで、次期の中期目標期間への繰越を承認する。

	積立金の内訳	整理
①	目的積立金の残額（現金） （経営努力による積立金の残額）	次期中期目標期間への繰越承認
②	平成26年度当期未処分利益のうち、経営努力相当額 （運営経費の効率化、自己収入の増）	
③	26年度の県からの交付金の精算額（要県返還額） （退職金や工事費等が見込額を下回った部分）	県へ納付

⇒ 法人からの繰越承認申請額 102,671,584 円は上記①、②の部分に該当するため、申請のとおり承認する。

IV 積立金の使途

繰り越した積立金については、公立大学法人山形県立保健医療大学第2期中期計画第11の3のとおり、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み及び組織運営の改善に充てる。

(参考) 公立大学法人山形県立保健医療大学第2期中期計画
第11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項
3 積立金の使途
前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出に関する取組みの充実及び組織運営の改善に充てる。

◎積立金活用予定（6年間）

- 1 教育研究の質の向上 5,400万円（年900万円）
 - ①講義や実習、実験等が円滑かつ効果的に行えるようにするため、各学科における教育研究機器の新たな購入

- 2 地域への優秀な人材の輩出に関する取組みの充実 1,800万円（年300万円）
 - ①卒業生の県内定着の増加を図るための各種取組み及び学生確保のための取組みの強化

- 3 組織運営の改善 3,000万円（年500万円）
 - ①障がいのある学生が支障なく学習や研究に取り組めるような学内環境の整備